

【福祉用具】

福祉用具専門相談員について

(1) 福祉用具専門相談員指定講習におけるカリキュラムの見直し

- ・カリキュラム総時間40時間 ⇒ 50時間 に拡大
- ・修了評価テストの実施義務化

【現行】平成27年3月まで

科目	内容	時間
1. 老人保健福祉に関する基礎知識	老人保健福祉制度の概要	2
2. 介護と福祉用具に関する知識	介護に関する基礎知識	20
	介護技術	
	介護場面における福祉用具の活用	
3. 関連領域に関する基礎知識	高齢者等の心理	10
	医学の基礎知識	
	リハビリテーション概要	
4. 福祉用具の活用に関する実習		8
合 計		40

【見直し後】平成27年4月から

科目	科目名	時間
1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	福祉用具の役割	1
	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
2. 介護保険制度等に関する基礎知識	介護保険制度の考え方と仕組み	2
	介護サービスにおける視点	2
	3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	6
3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	からだところの理解	2
	リハビリテーション	2
	高齢者の日常生活の理解	2
	介護技術	4
	住環境と住宅改修	2
4. 個別の福祉用具に関する知識・技術	福祉用具の特徴	8
	福祉用具の活用	8
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	福祉用具の供給の仕組み	2
	福祉用具貸与計画等の意義と活用	5
6. 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5
合 計		50

※筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施

(2) 福祉用具専門相談員の要件の見直し

要介護者又は要支援者が福祉用具を選定する際に助言を受けることとされている福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令第4条第1項各号のいずれかに該当するものとされているが、この対象から養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程修了者）を除き、国家資格保有者および福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定。

H27.4.1 以降の福祉用具専門相談員の要件

- ①保健師 ②看護師 ③准看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士
⑦介護福祉士 ⑧義肢装具士 ⑨福祉用具専門相談員指定講習修了者

※H27.4.1 の施行の際、現に養成研修を修了している者の助言を受けて選定された福祉用具の貸与または販売については、従前の例によることができる（H28.3.31 までの間において行われるものに限る）。

複数の福祉用具を貸与する場合の届出について

複数の福祉用具を貸与する場合に価格を減額する規定を運営規定の利用料の条項に位置づけ、減額する場合のルールを届け出ることが必要（変更届）。【今後通知あり】

例) 数量による減額・・・2種類貸与時に合計額から〇〇円減額

種目の組合せによる減額・・・特殊寝台と付属品の貸与時に合計額から〇〇円減額

(※一体的に使用される福祉用具を想定)

保険給付の対象となる福祉用具の追加について

- ・福祉用具貸与：種目「車いす」の対象品目に「介助用電動車いす」を追加
- ・特定福祉用具販売：種目「腰掛便座」の対象品目に「水洗ポータブルトイレ」を追加
(※設置に要する費用は給付対象外)

複合的機能を有する福祉用具の取り扱いについて

給付の対象とならない複合的機能を有する福祉用具はこれまで給付対象外と取り扱っていたが、通信機能を有する「認知症老人徘徊感知機器」については、通信機能部分が分離できる場合に限り、機器を給付対象とする。(切り離された通信機能部分は自己負担。また、通信機能部分の価格を本体価格に転嫁することは認められない。)

※センサーにより民間事業者等へ通報し、それに応じたサービスを提供するシステムの場合は給付対象外